【甲良町】 端末整備・更新計画

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
1	児童生徒数	452	428	421	390	376
2	予備機を含む 整備上限台数	0	499	0	0	0
3	整備台数	0	428	0	0	0
4	③のうち 基金事業によるもの	0	428	0	0	0
5	累積更新率	0.0%	100%	0.0	0.0	0.0
6	予備機整備台数	0	64	0	0	0
7	⑥のうち 基金事業によるもの	0	64	0	0	0
8	予備機整備率	0.0%	15.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※①~⑧は未到来年度等にあっては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和7年度に全端末を更新する予定である。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

- 〇対象台数: 499 台
- 〇処分方法
 - ・小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への処理委託: 499 台
- ○端末のデータの消去方法
 - ・委託業者により、学習者用端末の回収・リサイクルを使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24 年法律第57 号)又は資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48 号)に基づき、確実に再資源化するよう適切に処理する。
- 〇スケジュール (予定)

令和8年4月 新規リース端末の使用開始

令和8年4月 使用済端末の事業者への引渡し

【甲良町】 ネットワーク整備計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
十分なネットワーク速度が 確保できている学校の割合	100%	100%	100%	100%	100%
アセスメントの実施有無	無	有	無	無	無

(アセスメントにより明らかとなった課題)

インターネット回線速度について一定の確保ができているが、令和7年度にネットワークアセスメント実施予定のため現在の詳しい状況は未定です。

今後については、ネットワークアセスメントにより明らかとなった課題を翌年度以降に整備してい く。

【甲良町】 校務DX計画

1 校務DX化の現状及び成果

当町では、教職員の働き方改革、教育活動の高度化及びレジリエンスの確保の実現を図るため、 以下のとおり次世代校務DX環境を整備し、令和5年4月から運用を開始させた。

(1) 校務系・学習系ネットワークの統合

GIGAスクール当初では、校務系ネットワークと学習系ネットワークを分離し、学習系ネットワークがインターネットに繋がる構成は、小中学校の「集約接続」で回線速度は 1Gbps であったが、次世代校務DX環境の整備にあたり、校務系・学習系ネットワークを統合し、学校からインターネットに直接つながる「直接接続」に改め、インターネット回線速度についてもそれぞれの回線を 10Gbps に増強した。

(2) 校務・端末の1台化

教員が授業で使用する指導者用端末として iPad 端末を整備していたが、校務用端末を更新するタイミングで、指導用端末と校務用端末を1台化する方針を示した。新たな校務用端末は、持ち運び可能なタブレット型とし、職員室では業務用ディスプレイに接続することで快適に事務作業を進められるよう配慮した。

(3) その他、クラウドサービスの利用について

コロナ禍での健康観察や出欠席連絡を円滑にするため、健康観察アプリを導入した。5類移行後も健康観察アプリの活用は継続し、欠席等に係る学校への連絡や学校から保護者への手紙等の配信を実施している。また、今後はテストの採点を効率化するデジタル採点システムを各校に導入できるよう委員会の中で協議し検討していく。

2 校務DX化の課題

1の現状及び成果のとおり、校務DXを推進するための基盤整備は概ね終えているものの、以下の課題が挙げられる。

(1) 業務の在り方の抜本的な見直しや削減

令和5年度の「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」による自己点検においては、FAXを原則廃止している学校がなく、学校から保護者へ発信するお便り・配布物は紙媒体を基本にしているなど、業務のデジタル化を推進できる環境にありながら改められていない。

(2) 各種システムのデータ連携

校務支援システムや学習 e ポータル、保護者連絡システム、デジタルドリルなど、データ連携を見据えたメーカー製品を選定しているが、システム連携にあたってのコストメリットが異様に小さいことから、システム連携に踏み切れていない。

(3) 教育ダッシュボード¹の導入

教育ダッシュボードを導入・運用することで、個別最適化された学習、問題の早期発見と支援、 教員の指導力向上や業務効率化など教育の質を向上させる効果が得られるとされる一方、「校務系 データ」と「学習系データ」の連携に係る技術的問題や品質、ランニングコストなどのリソースの

_

確保、教員がダッシュボードを効果的に活用するためのスキルやマインドセットなど、多様な課題がある。

3 校務DX化の今後の計画

2の課題に基づき、以下のとおり校務 DXに向けた検討を進める。

- (1) クラウドサービス活用の拡充
- MicrosoftTeams をはじめとするグループウェアを活用し、チャットおよびファイルの共同編集など、コミュニケーションの円滑化を推進する。
- ・今後は、新たな保護者連絡システムの導入を検討しており、学校から保護者へ発信するお便り・ 配布物のデジタル化を全町で進める。また、保護者の利便性の向上やコミュニケーションの円 滑化を図るため、学童保育所などの教育委員会外でも同システムを活用できる体制を整備・検 討していく。

(2) 各種システムのデータ連携に向けた検討

- 各種校務支援システム等に関する調査や研究を行う。
- ・教育委員会として、今後の教職員の働き方像を描きながら、次期システム等の整備方針を決定 する。
- ・教育ダッシュボードの導入に向けては、その目的を明確にし、教育委員会として真に収集が必要なデータを把握する必要がある。教職員へのアンケートやヒアリング、また先進自治体の事例を参考にしながら検討を進めていく。

【甲良町】

1人1台端末の利活用に係る計画

1 1人1台端末を始めとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿

1人1台端末及び高速大容量ネットワークを中心とする ICT 環境を活用することで、個別最適な 学びと協働的な学びの一体的な充実による、主体的で対話的で深い学びの実現を目指す。

特に、デジタルの優位性を生かすことで、児童生徒が学習の方法やツールなどを自分で選択し、 多様な他者と協働しながら、学習者主体の学びを実現する。そして、すべての学習の基盤となる情 報活用能力や、自己調整力の育成を目指す。

2 GIGA 第1期の総括

当町では、GIGAスクール構想を契機に1人1台端末および高速大容量の通信ネットワークを整備したほか、授業を担当する教師1人1台の指導者用端末、各普通教室および各特別教室の大型提示装置、各普通教室の実物投影機を一斉に整備し、令和3年度から本格稼働させた。1人1台端末の活用率を高める仕組みとして、クラスメイトとリアルタイムで考えを共有する授業支援ソフトや児童生徒一人ひとりの理解度にあわせて問題を出すデジタルドリルなど、多様なデジタルツールを活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進してきた。また、GIGAスクール構想当初においては、業務委託によりICT支援員を配置し、各種授業支援ツールの活用促進を図り、児童生徒のアカウント管理や端末年次更新、トラブル発生時の応急的な対応等を実施している。さらに、臨時休校等の学びの保障の取組として、授業支援ソフトやウェブ会議システム、デジタルドリルなどを活用したオンライン学習を実施してる。

このように1人1台端末環境下で積み上げてきた実践や仕組みを今後に活かし、ネットワークアセスメント事業により明らかになった課題をクリアすることで、さらなる学びの質の向上に繋げられるよう、同環境を引き続き維持することに努める。

一方、児童生徒の端末の活用率については、学校間あるいは教員間で差が生じている実情がある。このことに関しては、学校全体で ICT を有効活用させるため委員会を年8回程度開催し、児童生徒間での活用状況が増加していくよう取組計画を年度当初に計画し、また教員に向けては夏休み期間に研修を行い質の向上に向けて取り組み、町内の学校間で共有し ICT 活用の頻度やスキルを高めていく。

3 1人1台端末の利活用方策

1及び2を踏まえ、次のとおり端末の利活用方策を講じる。

(1) 1人1台端末の積極的活用

教育 ICT 支援人材の配置を継続し、現地での支援や研修会を実施することで、教員の ICT 活用スキルの向上を図る。

児童生徒が「自分で調べる場面」「自分の考えをまとめ、発表・表現する場面」「児童生徒同士や 教員とやりとりする場面」において、1人1台端末を積極的に活用するとともに、端末の持ち帰 りによる家庭学習について積極的に推進していく。

(2) 個別最適・協働的な学びの充実

小中学校では、ドリル教材も各校に導入することとしている。ドリル教材は、児童 1 人 1 人の 理解度に応じた問題を出題するものであり、個別最適な学びに寄与するものである。

また、1人1台端末の活用にあたっては、、GIGA端末の更新時において小中学校で統一した 授業支援ソフトを導入することとしており、これによって、進学時における生徒のソフト活用ス キルの習得時間の省略、小中学校間での活用事例の共有などのメリットが得られることから、協働的な学びの質を一層高めていく。

(3) 学びの保障

不登校児童生徒や通級指導教室、適応指導教室に通う児童生徒、特別な支援を要する児童生徒に対しては、「リモート授業への参加」「課題等のオンライン送付」「外国人児童生徒に対する学習活動支援(翻訳機能等)」「障害のある児童生徒への支援」等、多様な場面での活用を検討する。